

令和元年度 (2019)

北広島市子どもの権利相談窓口 活動報告

1.活動の目的

子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行う。また、より相談しやすくなるよう、巡回子どもの権利相談を行うものである。

2.運営体制

救済委員 3名（臨床心理士・弁護士・児童福祉事業経験者）

相談員 1名

事務局 3名（子ども家庭課長 1、主査 1、主任 1）

3.活動実績

項目	開催日時	内容
相談活動	通 年	受理件数等詳細については別途記載
救済委員会議	毎月 1 回 今年度 10 回開催	相談内容について、助言・支援方法などの検討 ※2・3月は開催中止
学校訪問	5月中旬	各小中学校挨拶回り、新1・4年生対象パンフ配布
子どもの人権教室見学	6月18日 6月20日	大曲東小6年生 北の台小3年生
3まち子ども交流事業及び 北広島市意見交換会	8月 1日 8月 6日	札幌市、北広島市、奈井江町の合同交流事業及び北広島市としての意見交換会
第 9 回子どもの権利研究会 (子どもの権利条約総合研究所主催)	8月31日	「北広島市における子どもの権利条例の普及と子どもの参加」：子育て支援部長発表
第 5 回きたひろ子育てネットワーク交流会	9月21日	「北広島市における子どもの権利条例の普及と子どもの参加」：相談員発表
心の教室相談員との情報交換会	9月 4日 9月11日	中学校相談員 5名 小学校相談員 7名
子どもの権利強調月間	11月中 11/13./19./21	・市内小中高の児童生徒に、パンフレット、相談カード、子ども会議参加募集チラシの配布 ・子育てスキルアップ等各種研修会参加

第2回北広島市子ども会議 2020	R2. 1月10日	テーマ「私たちが考えるボールパークと将来のきたひろしま」小中高生 14名参加
子どもの権利ニュース発行 (2回)	R1.9月1日 R2.3月1日	掲載内容：3まち交流事業参加結果、 第2回北広島市子ども会議実施結果 等

4.相談活動

(1) 相談体制： 子どもの権利相談員 1名

ア、通常相談

相談場所： 北広島市役所 2F 子ども家庭課

◆電話相談(相談専用電話 1本)、面接相談

月～金 10:30～17:00

◆メール相談：子どもの権利相談専用、相談フォーム(北広島市子育てサイト)

24時間体制

イ、巡回子どもの権利相談

相談場所：市内各児童センター(輪厚、団地、大曲)

(毎月3回、実施日については広報・HPに掲載)

◆面接相談：10:00～16:30、キッズランド 10:00～12:00

◆R1年度 実施回数 32回

(2) 相談活動内容

ア、令和元年相談受理件数

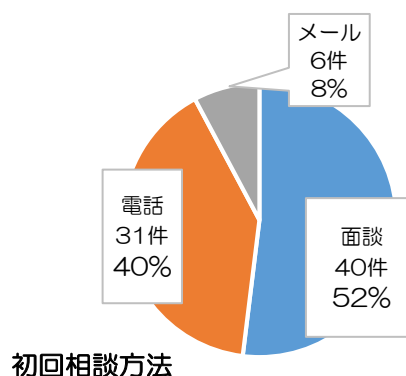
77件

※この件数の中には、救済申し立ての他、関係機関紹介なども含まれる。

イ、初回相談方法

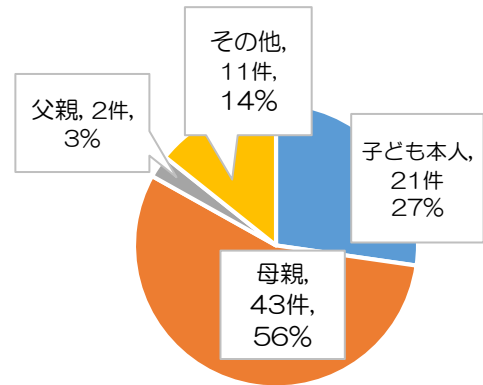
初回相談について、面談が多いのは、児童センターへ出向き、巡回子どもの権利相談を行っていることから、考えられる。

他機関の統計では電話やメールが大多数を占めているが面談が約半数を占める割合は、本市の特徴と言える。

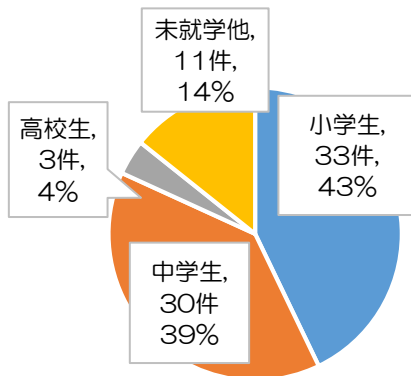


ウ、相談者の内訳

相談者は子ども本人と母親で8割以上を占めており、子ども本人の中では、小学生からの相談が多い傾向がある。



相談者内訳



相談対象者

エ、相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの年齢内訳は小学生、中学生が約4割ずつで総数の8割を占めている。

オ、相談内容の内訳

相談の内容を子ども本人からと大人からに分けると、次のようになっている。

子ども本人 (21件)		大人 (56件)	
① 友人関係	11件	① 子どもと教師	23件
② 親子・兄弟関係	2件	② 養育・しつけ	11件
③ 子どもと教師	2件	③ 友人関係	5件
④ 学習進路、精神不安	2件	④ 不登校	5件
⑤ その他	4件	⑤ 身体的悩み	3件
		⑥ 親子・兄弟関係	2件
		⑦ その他	7件

(3) 救済の申し立て

令和元年度は1件の申し立てがあったが、申し立ての原因となった事象について、権利の侵害を受けたと思われる本人が具体的な事実の提示を希望しておらず、調査を行うことが適当でないと認め、申立人に状況説明のうえ調査を行わない旨の通知をし、終結とした。

5. 広報・啓発活動

- ◆ 小学生低学年・高学年用パンフレット、一般用パンフレットの配布
- ◆ 子どもの権利相談カード、チラシの配布
- ◆ クリアファイル、ポケットティッシュの配布 等